# 【指定基準編】介護サービス事業者 自己点検表兼事前提出資料

## 看護小規模多機能型居宅介護

事業所番号						
事業所の名称						
事業所の所在地						
電話番号						
FAX 番号						
e-mail						
法人の名称						
法人の代表者名						
管理者名						
主な記入者 職・氏名						
記入年月日	_	令和	年	月	日	
(実地指導日)		令和	年	月	日	

日中の時							夜	の時	睛						
間帯															
利用定員							利用	腚員	泊ま	り)					
(通い)						人									人
前年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
利用状況	延人員														
(月別)	(訪問)														
	延人員														
	(通い)														
	延人員														
	(泊まり)														
	開所日数														

※前年度の平均利用者数=延人員÷開所日数(小数点第2位以下を切上げ)

【参考】延人員は利用回数も人数として換算(例えば、1ヶ月の間に1人の利用者が2回利用すれば2人と算出)する数

### 介護サービス事業者自主点検表の作成について

#### 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を 点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、常に確認することが必要です。

そこで、松本市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険 施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自己点検表を作成し、運営上の必要な事項につ いて、自己点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

#### 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

#### 3 根拠法令等

根拠法令の欄は下記を参照してください。

	一日に多無してくたことも
条例	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する
	基準を定める条例(平成 24 年松本市条例第 47 号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
	(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331004 号)
平18厚告126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平 18.3.14 厚生労働省告告示第 126 号)
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指 定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の制定に伴う実施上の留意事項について(平 18.3.31 老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27告94)
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準(平 27 告 95)

### 4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F

> TEL: 0263(34)3287 FAX: 0263(34)3204

e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

## 介護サービス事業者自主点検表 目 次(看護小多機)

項目	内 容	担当者
		確認欄
第1		1
第2	基本方針	
2	基本方針	
第3	人員に関する基準	
3	従業者の員数等	
5	管理者   代表者	
第4	1 Vaxes     設備に関する基準	
<del>第4</del> 6	設備に対する基準   登録定員及び利用定員	
7	設備及び備品等	
<i>'</i> 第5	運営に関する基準	
8	座当に関する <del>をす</del>   内容及び手続きの説明及び同意	
9	は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
10	サービス提供困難時の対応	
11	受給資格等の確認	
12	要介護認定の申請に係る援助	
13	心身の状況等の把握	
14	居宅サービス事業者等との連携	
15	身分を証する書類の携行	
16	サービスの提供の記録	
17	利用料等の受領	
18	保険給付の請求のための証明書の交付	
19	指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	
20	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	
21	主治の医師との関係	
22	居宅サービス計画の作成	
23	法定代理受領サービスに係る報告	
24	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	
25	看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	
26	介護等	
27	社会生活上の便宜の提供等	
28	利用者に関する市町村への通知	
29	緊急時等の対応	
30	管理者の責務	
31	運営規程	
32	勤務体制の確保等	
33	定員の遵守	
34	業務継続計画の策定等	
35	非常災害対策	
36	衛生管理等	
37	協力医療機関等	
38	掲示	
39	秘密保持等	

項目	内 容	担当者確認欄
40	広告	
41	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
42	苦情処理	
43	調査への協力等	
44	地域の連携等	
45	居住機能を担う併設施設等への入居	
46	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	
47	事故発生時の対応	
48	虐待の防止	
49	会計の区分	
50	記録の整備	
51	電磁的記錄等	
第6	業務管理体制の整備	
52	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
第1 一般	源則			
1 一般則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はいいは	法第78条の3 第1項 条例第3条第1項	
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者(地域密着型介護予防サービス事業者)又は居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はいいえ	条例第3条第2項	
	③ 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※ 層物防止係る措置は、今和6月3月31日までは努力勝く分和6年4月1日より鞠邪と	はいいえ	条例第3条第3項	
	④ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。  [※ 指述機管型サービスの掲典当とっては、法第118条の2第1項は規定する介護研究関連解験を活用し、事務所単位でPD	はいいえ CAサイクルを構	条例第3条第4項	
// O ++	築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努かなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介閣 IFE:Long-termcare Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ま いては、以下の他のサービス種類こついても同様とする。)。	関情報システム (L		
第2 基本	<b>方針</b>			
2 基本方針	看護」・規模多機能型居宅介護の事業は、松本市指定居宅サービス等基準条例第66条 に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本 方針を踏まえて行っていますか。	はいいいえ	条例第190条	・運営規程
	(訪問看護) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。		居宅サービス等基準条例第66条	
	[小規模多機能型居宅介護] 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。		条例第81条	
第3 人員	に関する基準			
	【用語の定義】			
	【常勤煥算方法】		解釈通知 第2の2(1)	
	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護企業者と指定認知面に生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の機能型居宅介護企業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の別規型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の別規型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。ただし、雇用の分野における男女のお等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和律等113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は介護体業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号児・介護体業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する問間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」というられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者がき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。  「関務延時間数】  「造務経過時間数】  「造務経過時間数】  「直接終の時間を含む。)として明確に位置づけられている時間とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。	者の員数を 同事機能で 意見 を 高いに は の は の は の は の は り い は り い ま り い ま り い き り り い り り り り り り り り り り り り り り	解釈 <b>・</b> 第2 の2(2)	

項目	自主点検のポイント 点板	矣	根拠法令	確認書類例
	【常勤】  当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。		解釈通知 第2の2(3)	
	同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22 年法律第49 号)第65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。			
	【専ら従事する・専ら提供に当たる】  原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		解釈 <b>亜知</b> 第2の2(4)	
【サテラ イト事業 所】	(1) 定義 ① 本体事業所 他の事業所の指定小規模多機能型居宅介護の提供に対する支援を行うものです。 設置には、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業にて 3年以上の経験を有する必要があります。		条例 第191条第8項	
	② サテライト事業所 本体事業所との密接な連携の下に運営されるものです。 (2) サテライト事業所の実施要件			
	① サテライト事業所に係る事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又福祉に関する事業について3年以上の経験を有するものである必要がありますが、の場合、指定看護小規模多機能型居宅介護以外の事業の経験についても算入できるとに留意してください。また、3年以上の経験については、指定日において満たしている必要があり、休等、事業を運営していない期間は除いて計算してください。	ここ	解釈通知 第3の八の2の (1)の①のイ	
	② 本体事業所が次のいずれかに該当する必要があります。 ア 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること イ 本体事業所の登録者数が、定められた登録定員の100分の70を超えたことがあ	ある	解釈通知 第3の八の2の (1)の①の口の	
	③ サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものでるため、次の要件をいずれも満たす必要があります。 ア 本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間		解釈通知 第3の八の2の (1)の①のハ	
	概ね20分以内の近距離であること。 イ 1つの本体事業所に係るサテライト事業所の数は2か所までとすること。 ④ 本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましが、隣接する市町村における指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を本体事業所とすことも差し支えありません。	L١	解釈通知 第3の八の2の (1)の①の二	
3 従業者の 員数等 ★	① 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき従業者の 員数は、次のとおりとなっていますか。 ● 事業所における常勤の従業者の勤務すべき時間数 「週 時間】	, <b>え</b>	条例 第191条第1項	· 勤務体制—覧表 · 出勤簿(外仏)—\* ) · 給与台帳 · 資格証 · 研修修了証

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	● 夜間及び深夜の時間帯			
		はいいえ		
	方法で1以上 (2) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	14. 13. 1		
	(2) 訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で1以上 (3) 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上	はいいえ		
	の者は、看護職員となっていますか。	100. 0.00	第191条第5項	
	※ 登録者とは、サービスを利用するために事業所に登録を受けた者をいう。		条例 第191条第1項	
	※ 通いサービスとは、登録者を事業所に通わせて行うサービスをいう。			
	<ul><li>※ 訪問サービスとは、従業者が登録者の居宅を訪問し、居宅において行うサービスをいう。</li><li>※ 宿泊サービスとは、登録者を事業所に宿泊させて行うサービスをいう。</li></ul>			
	※ 利用者の数は、前年度の平均値とする。新規に指定を受ける場合は、通いサービスの利用者の数は推定数に。	よる。	条例 第191条第2項	
	※ 従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としませんが、介護等に対する知識、経験であることを原則とします。なお、これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を関する。		解釈 <b>・</b> 第3の八の2(1) ②イ	
	※ 例えば、通いサービスの利用定員を15名とし、日中の勤務帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の間を8時間とした場合、常勤換算方法で通いの利用者3人に対して1名の従業者を配置すればよいことから、通15名の場合、日中の常勤の従業者は5名となり、日中の15時間の間に、8時間×5人=延べ40時間分のサービていることが必要である。それに加えて、日中については、常勤換算方法で1名以上に訪問サービスの提供を行れいては、夜勤1名+宿直1名に宿泊サービス及び夜間の訪問サービスに当たらせるために必要な従業者を、事業所保することが必要となる。	いの利用者が これが提供され では、夜間につ	解釈画知 第3の八の2(1) ②ロ	
	※ 具体的には、通いサービスに要する時間(延べ 40 時間)、日中の訪問サービスに要する時間(8 時間)、夜 員の勤務時間を合計した延ペサービス時間を確保することができるよう、有給休暇、研修時間、常勤・非常勤の別 供のあり方など、各事業所で定める諸条件を踏まえた上で、実際に配置しなければならない職員数を確保することが	」、サービス提	解釈 <b>・</b> 第3の八の2(1) ②ロ	
	※ なお、日中であれば通いサービスを行うために3:1以上、訪問サービスを行うために1以上をそれぞれのサ しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している従事者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこ である。		解釈 <b>・</b> 第3の八の2(1) ②ロ	
	※ 日々の通いサービスの実際の職員配置については、その日ごとの状況に応じて判断する必要がありますが、単 スの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪 含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めるものとする。		解釈 <b>郵</b> 第3の八の2(1) ②ハ	
	※ 看護職員である従業者は、日中の通いサービスと訪問サービスを行う各サービスで1名以上必要であり、常勤 いないが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置とすること。	を要件として	解釈動 第3の八の2(1) ②へ	
	② 夜間及び深夜の時間帯を通じて、事業所ごとに置くべき従業者の員数 は、次のとおりとなっていますか。	はいいえ	条例 第191条第1項	
	ア 夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務。宿直勤 務を除く。)に当たる者を1以上	はいいえ		
	イ 宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上 ※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定す	はいいえ	解釈通知	
	これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤 ために必要な従業者を確保するものとする。	務を行わせる	第3の八の2(1) ②ロ	
	※ 夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行うこと。	丰8月20日社	解釈通知 第3の八の2(1) ②ロ	
	※ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜動1の計2名が最低必要となるものである。この場合、必ずしもいずれか1名以上が看護職員である必要はないが、電絡体制は確保していること。		解釈動 第3の八の2(1) ②ト	
	※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを に必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当 置かないことができる。	たる従業者を	条例 第191条第6項	
	※ なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡をサービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのとができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直するのである。	同程度の対応	解釈 <b>通知</b> 第3の八の2(1) ②ト	
	③ 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっていますか。	はいいえ	条例 第191条第3項	
	④ 従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准	はいいえ	条例 第191条第4項	
	看護師(看護職員)となっていますか。  ※ 従業者のうち常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならないこととされて以上は常勤の保健師又は看護師とするものである。	おり、うち1	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	※ 次の施設等が併設されている場合において、事業所の人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、次の施設する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能居宅介護事業所の介護職員は施設等の職務に従事する。	②ホ 条例 第191条第7項		
	ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所 イ 指定地域密着型特定施設 ウ 指定地域密着型外護老人福祉施設 エ 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る。)			
	対    対    対    対    対    対    対	:	解釈新知	
	※ TBに無限すり効果を対象におっているということであり、「居住」に移行してからもなじみの関係を作るよう。指定看裏・明典学機型居宅。  2 / 21		13+17 WEAH	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	(住) の事業所は、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。		第3の八の2(1) ②リ	
	※ 指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護事業と指定訪問看護事業と 所で一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第64条第1項第1号の指定訪問看護に、 職員の人員基準を満たすことによって、基準条例第191条第4項の看護職員の人員基準を満たしているものとみない きるとされたが、その意義は次のとおりである。 指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護の両方において、看護職員を常勤換算方法で2.5以上とするこ されているが、両事業を一体的に行っている場合については、一方の事業で常勤換算方法2.5以上を満たしている。	おける看護 すことがで ことが要件と	解釈 <b>政</b> 第3の八の2(1) ②ヌ	
	他の事業でも当該基準を満たすこととするという趣旨である。 しかしながら、指定看護小規模多機能型居宅介護は療養上の管理の下で妥当適切に行うものであり、例えば、 規模多機能型居宅介護において看護サービスが必要な利用者がいるにも関わらず、看護職員が指定訪問看護にのみ とは適切ではない。 なお、指定看護小規模多機能型居宅介護と指定訪問看護を同一の拠点で行う場合であっても、一体的に運営され 完全に体制を分離して行う場合にあっては、独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。	*従事するこ		
	⑤ 登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画 の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いていますか。	はいいえ	条例 第191条第11項	
	※ 当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する基準条例第191条第7項各号に掲げる施設等の聊ることができる。			
	⑥ ⑤の介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している者となっていますか。	はいいえ	条例 第191条第12項	
	※「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」とは、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作 に必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「該 践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介 養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づ る研修をいいます。	8知症介護実 :護実践者等	解釈 <b>郵</b> 知 第3の八の2(1) ③イ	
	※ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものである。また、非常勤でも い。	差し支えな	解釈 <b>郵</b> 第3の八の2(1) ③ロ	
	※ 介護支援専門員は、基本的には、①登録者の看護小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅画」の作成、②法定代理受領の要件である看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出の代行、③多機能型居宅介護の具体的なサービス内容等を記載した「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成の業務に従事あること。	看護小規模	解釈 <b>郵</b> 知 第3の八の2(1) ③ハ	
4 管理者	① 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	はいいえ	条例 第192条第1項	・勤務体制 <u></u> 覧表 ・出勤簿(タイムカード)
*	※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該指事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。		・給 <del>与台</del> 帳 ・資格証	
	※ 次の場合であって、当該事業所の管理上支障がない場合には、他の職種を兼ねることができるものとする。 イ 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 □ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該おかの事 の管理者又は従業者としての職務に従事する時間滞も、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等 を適時かつ適切に理理でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支陸が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又 ての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰である される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合(施設における めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者地震が速やがに当該が電話規模を機能と関宅介護事業所又は ービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。)	学で生じる事象 ひは従業者とし らと個別に判断 ら前務時間が極	解釈通知 第3の八の2(2) ①	・研修修了証
	② 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人 保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問 介護員等として認知症である者の介護に3年以上従事した経験を有する者 であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了しているもの 又は保健師若しくは看護師となっていますか。	はいいえ	条例 第192条第3項	
	※ 管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確 れる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。		解釈 <b>郵</b> 第3の八の2(2) ②	
	※ ②の保健師及び看護師については、管理者としてふさわしいと認められるものであって、保健師助産師看護師 年法律第203号)第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命じられ、業務停止の期間終了後2年を 者に該当しないものである必要がある。	経過しない	解釈通知 第3の八の2(2) ④	
	※ ②の保健師及び看護師については、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験があ必要がある。さらに、管理者として資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましている。		解釈 <b>・</b> 第3の八の2(2) ⑤	
5 代表者	指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了しているもの又は保健師若しくは看護師としていますか。	はいいは	条例 第193条	· 紹歴書 · 研修修了証
	※ 事業者の代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当するが、法よって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断さおいては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得る。なお、管理者とは、各事業所の責ものであり、各法人の代表者とは異なるが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は	れる場合に 任者を指す	解釈 <b>・</b> 第3の八の2(3) ①	
	<i>A</i> / <b>21</b>			

項目	自主点検の7	ポイント <u></u>	点検	根拠法令	確認書類例
	管理者が同一であることもあるものである。  ※ 携わった経験とは、事業所等の職員か訪問介護員等とし ービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよ ては個々のケースごとに判断するものとします。 これらの ており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステー えられます。  ※ 代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代	)有無につい のを想定し -ムなどが考	解釈通知 第3の八の2(3) ② 解釈通知		
	いことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開 の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか ることで差し支えありません。	後又は次回 §」を修了す	第3の八の2(3) ②		
	※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の違に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研究	1症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知		解釈 <b>・</b> 第3の八の2(3) ②	
	※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護 対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の 又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わっ 介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介 ービス事業所等の職員か訪問介護員等として認知症高齢者の ビスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年 ースごとに判断するものとすること。 また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行	職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従た経験とは、特別養護老人ホーム、老人デイサービス 護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービス 数の制約は設けていない。なお、経験の有無について	を は は は は は は は は は は は は は	解釈・・ 第3 の八の2(3) ③ 解釈・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養 ※ 保健師及び看護師については、代表者としてふさわしい 律第203号)第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業 該当しないものである必要がある。	護老人ホームなどが考えられるものである。 Nと認められるものであって、保健師助産師看護師法	(昭和23年法	解釈 <b>・</b> 第3の八の2(3) ④	
	※ 保健師及び看護師については、医療機関における看護、 がある。さらに、管理者として資質を確保するために関連機		である必要	無機動 解釈動 第3の八の2(3) ⑤	
第4 設備	に関する基準			, ,	
6 登録定員及 び利用定員	① 登録定員(登録者の数の上限をいう。)を29 / 型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とし	<b>いていますか。</b>	はいいえ	条例 第194条第1項	
	※ 利用者と従業者のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観行うことができるものであり、複数の指定看動り規模多機能型居宅介護	解釈画知 第3の八の3(1) ①			
	② 次に掲げる範囲内において、通いサービス及 看護」規模多機能型居宅介護事業所における性 の上限をいう。)を定めていますか。 〔通いサービス〕 登録定員の2分の1から15人(登録定員が 型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて ト型に定看護」規模多機能型居宅介護事業所に	ナービスごとの1日当たりの利用者の数 が25人を超える指定看護」、規模多機能 て、次の表に定める利用定員、サテライ	はいいえ	条例 第194条第2項	
	登録定員	利用定員			
	26人又は27人	16人			
	28人	17人			
		18人		-	
	「宿泊サービス」 通いサービスの利用定員の3分の1から9人の 居宅介護事業所にあっては、6人)まで 「※ 利用空員ごいては、事業所において1日当たりの同時にサービスの			A Wir Mer	
	※ 村井延興これでは、事業州において 口当ごりの申請にリーニスの 意すること。なお、特立必要と認められる場合は、当家川庇真を超え、 宅介護が利用者の心身の状況におい、柔軟に通いサービス、訪問サービ、 ビス提供を行うこと。 ※ 事業所に推設している存料をホームの入居者が管定看護り規模多料	解釈画知 第3の八の3(1) ② 解釈画知			
	受けている間は、介護特別は算定できない。)が、養寒を人木一ムの入所 は措置費の下で施設サービスとして基礎が必生活支援が行われているとこ ることは想定していないものである。	者が指定看護り規模多機(型居宅))護を利用することについては ころであり、 養護老人ホームの入所者が指定看護)、規模多機(型)	、養養老人ホーム	第3の八の3(1) ③	-
7 設備及び 備品等	① 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、洗面設備 常災害に際して必要な設備その他指定看護小娘 設備及び備品等を備えていますか。	はいいえ	条例 第195条第1項	·平面図	
	※ 事業所とは、指定看護り規模を機能型店宅介護を提供するためが設めるが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源(既守施設)を詳提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を	解釈・・・ 解釈・・・			
	※ 消火製備その他の非常災害」際して必要な設備とは、消扰法その他 らないものである。	避しなければな	解釈・・ 準用(第3の二の 二の2(3))		
	② ①に掲げる設備の基準は、次のとおりとなっ (1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当		はいいえ	条例第195条 第2項第1号	
L		F / 01			

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	※ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が		解釈通知 第3の八の3(2)	
	│ いることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び従業者が一堂に │ に充分な広さを確保するものとする。	会するの	21	
	※ 通いサービスの利用定員について 15 人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護	生業所	解釈通知	
	にあっては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる		第3の八の3(2)	
	さ(1人当たり3㎡以上)を確保することが必要である。	. , , ,	20	
	(2) 宿泊室	はいいは	条例第195条 第2項第2号	
	ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。		为 2 项 为 2 与	
	※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。			
	※ 民業等の既存施認を活用した対解的なサービス提供等を可能とする観点から、宿住専用の個室がよい場合であっても、宿住室についてブー 確保されたこくりになっていれば差し支えない。プライバシーが確保されてものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同止が確保されるようなものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するということではない。だだし、カーテンはプライバシーがのとは考えしていことから認められないものである。	の視線の遮断	解釈通知 第3の八の3(2) ③イ	
	イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、			
	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定			
	員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることがで   きる。			
	○ ② ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ことから、例え	解釈通知	
	ば、6畳間であれば、基本的に1人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状しても、そのことをもって直対に基準範反となるものではないことに留意すること。また、指定看護り規模多機能型居名が護事業所が特定でる場合であって、宿泊室の定員が1人の場合には、利用者が泊まるスペースは、1人当たり6.4m程度以上として差し支えない。		第3の八の3(2) ③ロ	
	※ 指定看護り規模を開催という選手等所が有法が続所の病法を信住室として柔軟に活用することは差し支えない。ただし、当然病法のうは利用者の専用のものとして確保しておくこと。	551病末以上	解釈配	
	有未物所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等こついて必要は措置を講ずること。		第3の八の3(2) 3	
	※ 他の利用者が通らない宿住室と連続した縁則等については、宿住室の面積に含めて差し支えない。		ハ・ホ 解釈所知	
			第3の八の3(2)	
	ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を		3_	
	設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メ			
	ートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積			
	以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなけれ			
	ばならない。 エープライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含め			
	エープライバシーが確保された西側とういては、ラの個差域がの指揮をの面積に含めしることができる。			
	オー指定看護」、規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定			
	看護」が規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、			
	当該 物所が有する病 については、宿泊室を兼用することができる。	141 \ 131 \2	夕周	
	③ ①に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供する   ものとしていますか。	はいいえ	条例 第195条第3項	
	※ 利用者に対する指定電費」規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。			
	※ 指宅扱い区が企理中的主流に襲車等所の目間を指定し対映多様が出居さい護の目間として共用することは、入居者の生产目間であること められないものである。ただし、事業所がい対象である場合、信託で乗り、頻繁多様が出居された場合、サービスの利用を買く上記を扱い直がままった。	型共同生活介	解釈 <b>・</b> 第3の八の3(2)	
	護事業所の定員の合計が15名以下である場合)などで、指定認知試が選供同生活が護事業所の居間として必要なものが確保されており、制揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。 また、場合は過程を継続時間を対象で発見では、必要させとであるの。経営の機能制度は、金巻として世界することは認めたければ、注答116名		4	
	また、指定り規模を機能と居宅介護の居間及び食堂を指定面が「護等の機能」「練室、食堂として共用することは認めらないが、法第115条規定するが護済が、日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所がり規模である場合(指定管理)、規模を機能と居宅	介護事所の		
	通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合)などで、指定看達」規模多機能 居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さか確保されており、利用者に対する指定看護り規模多機能型居宅介護の提供こ支障が	ばい 場合は差		
	し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、指定通所が護事業所等の浴室を活用する場合、当数指定通所が護事業が利用している時間帯に指定電襲し規模多機が建居さ分護事業が利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。	新等の利用者		
	④ 利用者の家族との交流の機会の確保及び地域主民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域	はいいえ	条例 第195条第4項	
	にあるようにしていますか。			
	に関する基準 「②、サービスの提供の開始ー際」、ナミカルは、利用中に表現けるの会校に対し、第一	H11.1112	条例第202条	・運営規程
8   内容及び手	① サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営 規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認	はいいえ	(第9条第1項準	・重要事項が書
続きの説明	められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用		用)	
及び同意 ★	申込者の同意を得ていますか。			
	※ 利用者に対し適かなサービスを提供するため、サービスの提供の開始ご際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、以下の利用申込 を選択するために必要は重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇が丁寧に説明を行い当該解棄所から		解釈・・ (第3の―-4(2)	
	模多機(図居さ)では、 はないである。 はないでなる。 はないななな。 はないななな。 はななななな。 はなななななななななななななななななななななななな		①)	
	・ 運営場の機要 ・			
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、 業務負性経済の観点から、 規程を定めるに当たっては人員基準において置くべき	きとされている		
	員数を満たす範囲こおいて、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ・事政発生時の対応			
	6 / 21		•	

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
	・			
	② 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(電磁的方法)により提供していますか。	はいいいえ 該当なし	条例第202条 (第9条第2項準 用)	
	※ 上記の場合において、事業者は当該な書を交付したものとかなす。  (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定			
	項を確実に記録してのくことができる物をもりて調要するファイルに削りに死に する重要事項を記録したものを交付する方法  ※ ②は掲載が放ま、利用込者などの家族がファイルへの認識と出力することにより文書を作成することができるものではれば	ならない		
			(第9条第3項準 用)	
	※「電子構成理點組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通言回線 報処理強度という。		条例第202条 (第9条第4項準 用)	
	<ul><li>※ 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁の方を示し、 文書又は電磁の方法による承諾を得なければならない。</li><li>(1) ②に規定する方法のうち事業者が使用するもの。</li><li>(2) ファイルへの記録の方式</li></ul>		条例第202条 (第9条第5項準 用)	
	※ 上記承諾を得た事業者は、  等郊川市込者又はその家族から文書又は電磁的方法こより電磁的方法こよる提供を受けない旨の申出が 該外川市込者又はその家族に対し、 重要判算の提供を電磁的方法こよってしてはならない。 ただし、  等郊川市込者又はその家族が再び 承諾をした場合は、この限りでない。		条例第202条 (第9条第6項準 用)	
9 提供 <b>否</b>	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。  「※ 原則として、利用的と対してはなければならないことを規定してものであり、特に、要介護を祈得の多事を理由こサービス	いないいる	条例第202条 (第10条準用) 解釈・新達用	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわ かる資料
の禁止	ことを禁止するものである。  ※ サービスの提供を相対にとのできる正当な理由がある場合は以下のとおり。 ア 当場等所の現場からは利用邦込口がいない場合 イ 利用邦込者の居住かか当該事業所の電学の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用邦込者に対し自ら適かなサービスを提供することが困難な場合		(第3の―4(3))	73 054(1)
10 サービス 提供困難 時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はいいえ	条例第202条 (第11条準用)	・利用申込受付簿
11 受給資格等	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はいいえ	条例第202条 (第12条第1項準 用)	<ul><li>・サービス提供票</li><li>・個人記録</li></ul>
<i>の</i> 確認 ★	② ①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はいいいえ	条例第202条 (第12条第2項準 用)	
12 要介護認定 の申請に係 る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、 要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合 は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を 行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第13条第1項準 用)	
	② 指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第13条第2項準 用)	
13 心身の状況 等の把握 ★	サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス	はいいえ	条例第202条 (第87条準用)	・サービス担当者会議 の要点の記録

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
	の利用状況等の把握に努めていますか。 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話電等を通いて行うことができるものとする。この際 個人開発機長会・厚生労働省 個	療・介護関係事業	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	者における個人情報の適介な取扱いがためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報ンステムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守す		(第3の四の 4(1))	
14 居宅サービ	① サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいえ	条例第202条 (第88条第1項準 用)	
ス事業者等との連携	※ 事業所の介護支援等『負が登録者の居宅サービス計画を作成し、指定看動り規模多様が起居さり譲渡外の指定居宅サービスについては ととされていることから、指定居宅サービス事業者とは連携を密こしておかなければならないとしたものである。	(約管理を行うこ	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	② サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。	はいいえ	条例第202条 (第88条第2項準 用)	
	③ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいえ	条例第202条 (第88条第3項準 用)	
15 身分を証す る <b>書</b> 類の携	従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回 訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導して いますか。	はいいえ	条例第202条 (第89条準用)	・身分を証する書類 (事業者が発行した証 書、名札等)
行	※ 身分を証する書類コよ、事業所の名称、訪問サービスの提供こ当たる者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行う。	ことが望まい。	解釈・ (第3の四の 4(3))	
16 サービスの 提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて利用者 に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者 の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	はいいは	条例第202条 (第20条第1項準 用)	・介護品録 ・サービス提供票
*	※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サ 際こは、サービスの提供は、サービス内容(例えば定期が回サービス及が静電が開サービスの別)、保険給けの額その他必要な事項を、利 ス計画(介護予防サービス計画)の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。		解釈・ (第3の―4(12) ①)	
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	はいいは	条例第202条 (第20条第2項準 用)	
	※ 「その他適次な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内 年間保存しなければならない。	容等の記録は 2	解釈・ (第3の-4(12) ②)	
17 利用料等 の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用 料の一部として、居宅介護サービス費用基準額の利用者負担割合(法の規定により保 険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けていますか。	はいいえ	条例第202条 (第90条第1項準 用)	・運営規程
*	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際こその利用者から支払 を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間こ、不合理な差額 が生じないようにしていますか。	はいいえ	条例第202条 (第90条第2項準 用)	
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護にの間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。	係る費用の額	解釈・ (第3の―4(13) ②)	
	※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法によりをして差し支えない。 ア 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業とは別事業であり、介護邪験給付の対象とならないサービスであることを説明と。			
	イ 事業の目的、運営が針、利用将等が、運営が開設とは別い定められていること。 ウ 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の会計と区分していること。			
	③ ①及び②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者 から受けていませんか。	いないいる	条例第202条 (第90条第3項準 用)	
	ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 イ 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額ウ 食事の提供に要する費用			
	エ 宿泊に要する費用 オ おむつ代			
	カ ア〜オのほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常 生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に 負担させることが適当と認められる費用		amir shou	
	(ア) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの を提供する場合に係る費用		解釈通知準用 (第3の四の4(4) ②)	
	(イ) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを			

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	提供する場合に係る費用	+=刃がこ 40 + /		
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることにい。なお、「ウ 食事の提供に要する費用」及び「エ 宿泊に要する費用」については、「居住、滞在及び宿泊は供に係る利用料等の関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)」の定めるところによるものとしについては、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)する。	並びに食事の提 、「カ」の費用		
	[通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号)〕※一部抜粋 その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者から力の徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守され ません。			
	a) その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこ b) お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用 かにされる必要があること。	月の内訳が明ら		
	<ul> <li>c)利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等な説明を行い、同意を得なければならないこと。</li> <li>d)その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものである。</li> <li>e)その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービすると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</li> <li>ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</li> </ul>	ること。		
	④ ③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、	はいいいえ	条例第202条	
	利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を 行い、利用者の同意を得ていますか。		(第90条第4項準 用)	
	※ 交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対してその額等に関して説明を行い、利得なければならない。	利用者の同意を	解釈歌準用 (第3の―4(13) ④)	
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、 領収証を交付していますか。	はいいえ	法第42条第9項 (第41条第8項 準用)	
	※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・そのを区分して記載しなければなりません。また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごと に区分してばなりません。		施分規則 第65条の5 (第 65条準用)	
18 保険給付の 請求のため の証明書の 交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はいいえ 該当なし	条例第202条 (第22条準用)	
19 指定看護小	① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はいいえ	条例 第196条第1項	・居宅サービス計画書 ・看護リ規模多機能型 居宅介護計画書
規模多機能 型居宅介護 の基本取扱 方針	② 自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、 それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	はいいえ	条例 第196条第2項	· 自己評価及び外部評価結果
20 指定看護小 規模多機能 型居宅介護 の具体的取 扱方針	① 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行っていますか。	はいいは	条例 第197条第1号	・居宅サービス計画書 ・看護り規模多機能型 居宅介護計画書 ・介護で調書 ・介護で設書 ・身体が拘束等に関する記録 ・身体が束等の適正化
*	※ 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けるなるものである。		解釈通知 第3の八の4(1) ①	のための指針 ・研修記録
	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けるれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利力ができないような状況になれば、適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。	ず、重度の者で		
	② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭 的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っています か。	はいいえ	条例 第197条第2号	
	③ サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	はいいにえ	条例 第197条第3号	
	④ 従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行っていますか。	はいいえ	条例 第197条第4号	
	※ 「療養上必要な事項その他サービスの提供等」とは、看護」・規模多機能型居宅介護・1個の目標及の特合や行事及の圧譲等も含むもの	I である。	解釈 <b>郵</b> 第3の八の4(1) ②	
	⑤ 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者	いないいる	条例	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		第197条第5号	
	※		解釈 <b>師</b> 第3の八の4(1) 3	
	⑥ 身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めるとともに、身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない	はいいえ	条例 第197条第6号	
	理由を記録していますか。  ⑦ 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。		条例	
		はい・いいえ	第197条第7号	
	ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	1901,000	第3の八の4(1) ④	
	※「身体が拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体が拘束等適正化検討委員会」という。)とは、身体が拘束等の適正 討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や 成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えらます。また、関係する職種、取り扱う事真等が相 められる他の会議本を設置している場合、これと一体的は設置・運営することとして差し支えありません。 また、身体が拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・ 介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	専門家を活用した構 互に関係が深いと認 厚生労働省「医療・		
	さい。 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知職能する目的は、身体が拘束等の適正化について、はし、今後の再発が出てつなげるためのもので、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 委員会では、具体対立次のようなことの協議を想定しています。 a 身体が拘束等について報告するための様式を整備すること b 介護従業者その他の従業者は、身体が拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体が拘束等に c 身体が拘束等適正化総対委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること d 事例の分析に当たっては、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること			
	e 報告された事例及び分析結果を従業者に開始徹底すること f 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること			
	イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	はいいえ	解釈画知 第3の八の4(1) (5)	
	※ 指定電接り規能を機能型居宅介護事業者が整備する「身体が地東等の適正化のための持論」」には、次のような項目を盛り込んでくた。 a 事業所における身体が地東等の適正化に関する基本的考え方 b 身体が地東等の適正化のための職員研修に関する基本方針 c 身体が地東等の適正化のための職員研修に関する基本方針 d 事業所内で発生した身体が地東等の報告方法等のための方策に関する基本方針 e 身体が地東等発生時の対応に関する基本方針 f 利用者等に対する当該対論1の閲覧に関する基本方針 g その他身体が地東等の適正化の推進のために必要な基本方針	さい。		
	ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正のための研修を定期的(年2回以上)に開催していますか。 ※ 介護従業者その他の従業者に対する身体的原等の適正化のための研修の内容としては、身体的原等の適正化の基礎が内容等の適	はいいいえ 切な知識を普及・啓	解釈画知 第3の八の4(1) ⑥	
	発するとともに、当該村运電捷り規模を機能型居宅介護事業者における持緒七基づき、適正化を徹底してください。 職員教育を組織的て簡応させていくためには、当該村定電捷り規模多機能型居宅介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し ず身体が拘束等の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施が容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。	、新規採用時には必		
	8 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。	いないいる	条例 第197条第8号	
	※ 「通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない」とは、登録定員のおおむね3分の1以下が目安となる。登録定員が25人 一ビスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。	の場合は通け	解釈 <b>・</b> 第3の八の4(1) ⑦	
	⑨ 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。	はいいは	条例 第197条第9号	
	※「適かなサービス」とは、10利用者に対して、通いサービス及び訪問サービスを合わせて棚が週4回以上行うことか自安となるもの ビス及び訪問サービスを提供しない日であっても、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることが望ましい。なお、指定型型居名/護の訪問サービスは身体介護に限られないため、利用者宅を適宜訪問し、見守りの意味での声がけ等を行った場合でも訪問サービて差し支えない。	<b>這」規模多機能</b>	解釈 <b>通</b> 知 第3の八の4(1) 8	
	⑩ 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行っていますか。	はいいえ	条例 第197条第 <mark>10</mark> 号	
	① 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、 サービスの提供を行っていますか。	はいいえ	条例 第197条第 <mark>11</mark> 号	
	② 特殊な看護等については、これを行っていませんか。	しないいる	条例 第197条第12号	
	※「適かる看謝が向とは、医学の進界ご合った適かる看謝が存むってが立てきるよう、新しい技術の修得等、研算を積むことを定め 医学の立場を堅守し、広く一般に認められていない看護第こついては行ってはならない。	かたものであり、	解釈 <b>・</b> 第3の八の4(1) 9	

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
21 主治の医師	① 常勤の保健和又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしていますか。	はいいえ	条例 第198条第1項	· 訪問看護旨示書 · 看護小規模多機
との関係	<ul> <li>※ 常勤の保護所以は電野前、利用者の主治会が発行する。排除電影行の文書(以下 指示書)という。) に基 さ 看護サービスが行わるの 連絡開整 看護サービスの提供を担当する看観所等の影響が要な 管理を行かなければならない こと。 なお、主治医とは、利用申込頼している医師をいい、主治因と外の複数の展別から指示書の文付を受けることができないものであること。</li> </ul>		解釈 <b>・</b> 第3の八の4(2)	居宅介護・愐 ・看護リ規模多機と型 居宅介護報告書
	② 看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	はいいん	条例 第198条第2項	
	※ 看撃サービスの利用が検者はその主治を力を襲けービスの必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、事業者は、看撃開始は際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものである。	サービスの提供の	解釈 <b>・</b> 第3の八の4(2) ②	
	③ 主治の医師に看護」規模多機能型居宅介護・神及び看護」規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	はいいえ	条例 第198条第3項	
	※ 常勤の保健和以は電難前は 主治医との連携を図り、適切なサービスを提供するために定期的に看護り規模多機能型居宅介護・値型居宅介護報告書を主治医に提出しなければならないこと。	2看數1規模多機	解釈 <b>亜</b> 知 第3の八の4(2) 3	
	※ 指定看數 /規模多欄/起居宅/) 調における看養サービスの実施 こ当たっては、特に国療施設者の場合と異なり、看護所等が単独で行するとともに慎重な状況 (単一等が要求されることを踏まえ、主治医との密接がつ選がら連携を図ること。	うことに十分留意	解釈通知 第3の八の4(2) ④	
	※ 当然定電製」規模多機が困害的、護事業が耐病に対象所である場合にあっては、当台の医師の文書による指示及の電製」規模報告書の提出は、診療・酸への記載をもって代えることができる。	多機型居む護	条例 第198条第4項	
22 居宅サービ ス計画の作	① 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はいいえ	条例第202条 (第93条第1項準 用)	・看護」規模多機を型 居宅介護・個・居宅サービス計画
大計画U/F   成   ★	※ 鐵緒の居宅サービス計画は、事業所の介護対理評判に「附近せることとしたものである。このため、指定看護」規模多機能型居 始した場合には、指定居宅介護対理事業所の介護対理評判から指定重襲」規模多機能型居宅介護の介護対理部門員に変更することとなる		解釈・ (第3の四の4(6) ①)	・看護り規模多機能型 居宅介護報告書 ・利用者の個別記録
	② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、松本市指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとしていますか。	はいいは	条例第202条 (第93条第2項準 用)	・サービス <u>担当者会議</u> の要点
	※「居名「護女援自己点検表」参照 ※ 事業所の「護女援事"員は、指定居名「護女援事業所の「護女援事"員が通常行っている業務を行わなければなりません。 具体が近 釈説明紙2 (給付管理業務の流れフローチャート)」 のとおりである。	野の流れは「解		
23 法定代理受領サービスに係る報告	地域密着型介護サービス費又は居宅介護サービス費を利用者に代わり事業者に支払 うための手続きとして、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画にお いて位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置 付けたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出していますか。	はいいえ	条例202条 (第94条準用) 解釈通知準用 (第3の四の 4(7))	
24 利用者に対 する居宅サ ービス計画 等の書類の 交付	登録者が他の指定看護」、規模多機能型居宅介護事業者を変更した場合に、変更後の事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、登録者が他の事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はいいえ	条例第202条 (第95条準用) 解釈通知準用 (第3 <i>0</i> 220) 4(8))	
25 看護小規模 多機能型居	① 管理者は、介護支援専門員に看護」規模多機能型居宅介護に値の作成に関する業務を、看護部等(准看護師を除く。)に看護」規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。	はいいえ	条例 第199条第1項	・看護」規模多機能型 居宅介護・個 ・居宅サービス計画 ・看護」規模多機能
宅介護価 及び看護小 規模多機能	② 介護支援専門員は、看護り規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。	はいいえ	条例 第199条第2項	型居宅介護報告書 ・利用者の個別記録
型居宅介護報告書の作	※ 看養」、規模多機能型居宅介護・値の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意	するものとする。	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・サービス担当者会議 の要点
成   <b>★</b>	※ 看動り規學多機が困害的介護・値の作成は利用者ごとに、介護対策 即動が行うものであるが、		解釈通知 第3の八の4(3) ②	
	③ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域に おける活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。	はいいは	条例 第199条第3項	
	※「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は常知いうものである。	こ応じた活動等を	解釈画知 第3の八の4(3) 3	
	④ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介	はいいえ	条例 第199条第4項	

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
	護を行っていますか。 ⑤ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内	はいいえ	条例	
	容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。		第199条第5項	
	⑥ 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護 小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付していますか。	はいいえ	条例 第199条第6項	
	※ 看製り規築を機能型居宅/)騰・個は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないもん ス内容等への利用者の高句の反映の機会を保障するため、介護対震界・買は、看製り規模多機に四宅/ 1騰・個の作成に当たっては、そびた上で利用者の同意を得ばければならず、また、当該電製り規模多機能型居宅/ 1騰・個を利用者に交付しなければならない。なお、交付機能型居宅/ 1騰・個は、2年間深守しなければならない。	の内容等を説明し	解釈 <b>亜</b> 知 第3の八の4(3) ④	
	⑦ 介護支援専門員は、看護り規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看 護り規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、 必要に応じて看護り規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	条例 第199条第7項	
	⑧ 看護」、規模多機能型居宅介護計画の変更を行う場合も、②~⑥に沿って行っていますか。	はいいえ	条例 第199条第8項	
	※ 指定居宅の護女援等の事業の人員及の運営・関する基準第13条第12号において、「介護女援罪"買よ、居宅サービス計画に位置がけ ス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏ま、 機能程序的(護事業所において短期・用宅で)に襲撃を算定する場合で、居宅の護女援事業所の介護女援罪"買か作成した居宅サービス計画 スを提供している看護り規模条機能理居名の護事業者は、 筆塚居宅サービス計画を作成している指定居名の護女援事業者から看護り規模 計画の規模の対めがあった際コよ、 筆塚電影・財務を外機性居宅の護師を指揮することに含わずるよう努めるものとする。	え、看護」規模多 画に基づきサービ	解釈・ (第3の四の 4(9))④	
	⑨ 看護部等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。	はいいえ	条例 第199条第9項	
	※ 当然記言動り規模を構造とおいき事業が対策のは3条所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び看護り規模報告書の提出は、3条高級への記載をもって代えることができる。		条例 第199条第10項	
	※ 看襲時(推看數形除人。)は看護)規模多機性居名行機結書に、訪問を行った日、提供した看襲内容、サービス提供居等等 等機結書は、訪問の創度記載する記録とは異なり、主治因に其的口提出するものをいい、等機結書の記載と先こ主治因に提出した。 型居名で護師の記載において重複する箇所がある場合は、等機結書における重複節所の記載を優別しても差し支えないこと。		解釈画知 第3の八の4(3) ⑥	
	※ 常動の保護が以ば看護師は、看護り規模を機能と居宅が議画に合った看護サービスの実施状況を把握し、看護り規模を機能生居宅 小規模を機能生居宅が議院告書に関し、助言、指導等必要な管理を行かなければならない。	介護恒及び看護	解釈・・ 第3の八の4(3) ⑦	
	※ 主治医と連携を図り、適かな看護サービスを提供するため、看護」規模多機が起居も介護・個及び看護」規模多機が起居も介護・個及び看護」規模を機能と居主介護報告 国に提出しなければならない。	書を定期的こ主治	解釈動 第3の八の4(3) 8	
26 介護等 ★	① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、 適切な技術をもって介護を行っていますか。	はいいにえ	条例第202条 (第97条第1項準 用)	・利用者に関する記録 ・看護」規模多機能型 居宅護価
	※ 介護サービスの掲掛に当たっては、利用者の心身の状況はい、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来を見出し、必要な支援を行うものとする。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。	るようにサービス	解釈・ (第3の四の 4(10)①)	
	② 利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又はサービスの拠点における 従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	いないいる	条例第202条 (第97条第2項準 用)	
	※ サービスを事業所の従業者に行わせなければならず、例えば、利用者の負担によってサービスの一部を付添え ことがあってはならない。ただし、事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支		解釈・ 解釈・ (第3の四の 4(10)(2))	
	③ 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	はいいえ	条例第202条 (第97条第3項準 用)	
	※ 利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な、家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮したものである。	人間関係に基づく	解釈・ (第3の四の 4(10)③)	
27 社会生活上 の便宜の提	① 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の 継続のための支援に努めていますか。	はいいにえ	条例第202条 (第98条第1項準 用)	・利用者に関する記録 ・看護」規模多機能型 居宅介護・個
供等	※ 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生めの支援に努めるものとする。	三活の継続のた	解釈 <b>・</b> 解釈・ (第3の四の 4(11)①)	
	② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、 その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、 代わって行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第98条第2項準 用)	
	※ 郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合 てその都度、同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書 事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。		解釈・ (第3の四の 4(11)②)	
	③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はいいん	条例第202条 (第98条第3項準 用)	
	※ 利用者の家族に対し、事業所の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機るよう努めなければならないこととするものである。	銭会等を確保す	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
28	サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、	はいいは	4(11)②) 条例第202条	・市町村に送付した通

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類例
利用者に関	意見を付してその旨を市に通知していますか。		(第28条準用)	知に係る記録
する市町村 への通知	ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。			
	り、安川護仏感の柱度を増進させたと認められるとさ。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした			
	とき。			
	※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介 その原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付 うことができることに鑑み、事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければ 由を列記したものである。	の制限を行	解釈・ (第3の一の 4(18))	
29 緊急 <del>時等</del> の 対応	① 現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の 急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要 な措置を講じていますか。	はいいえ	条例 第200条第1項	·緊急連絡体制表
*	※ 従業者が明己旨定看動「親撲多機」型居宅行譲の提供を行っているときに利用者に南状の急変が生じた場合その他必要な場合は、従業には、必要な臨時な急の手当てを行うとともに)運営規則に定められた緊急時の対応方法に基づさ速やかに主治医又はあらかじめ事業者が近への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力国療機関こついては、次の点に留意するものとする。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、 当然金力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。		解釈通知 第3の八の4(4)	
	② ①の看護」・規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	はいいえ	条例 第200条第2項	
30 管理者の 事務	① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第59条の11第 1項準用)	・組織図, 組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌
責務	② 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第59条の11第 2項準用)	
31 運営規程	事業所ごとに、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めて いますか。	はいいえ	条例第202条 (第100条準用)	·運営規程 ·重要事項別書
*	ア 事業の目的及び運営の方針		解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ 従業者の職種、員数及び職務の内容		(第3の―4(21)	
	   ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては人	員基準において	①)	
	置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。			
	一人 西来山灰 日本・时间		解釈・ (第3の四の 4(13)①)	
	エ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額		1(10) (5)	
	※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料(1~3割負担理受領サービスでない指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、指定基準によれている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。		解釈・ (第3の―-4(21) ④)	
	カ 通常の事業の実施地域			
	※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものであること。なお、通常の事業の実施地域はる調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、通常のについては、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定定期巡回・随時対応型訪問介は、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。	事業の実施地域	解釈・ (第3の四の 4(13)②)	
	キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法			
	ケ 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指すこと。		解釈・・ 連用	
			(第3の四の 4(13)③)	
	コー個人情報の取扱い		T(13/9/	
	サー地域との連携等			
	シ 虐待の防止のための措置に関する事項 <ul><li>※ 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われ</li></ul>	ス重安が発生	解釈・・ 連用	
	※ 雇行の別立に示る、	・ ラテベル・元上	(第3の—4(21) ⑥)	
	1			
22	ス その他運営に関する重要事項	14,	Ø [5][bt 000 €	#17/7= /(#2011 1
32 勤務体制 の確保等	① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を 定めていますか。	はいいは	条例第202条 (第59条の13第 1項準用)	・勤務表(原則として 月ごと) ・雇用契約書
*	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの難務表を作成し、従業者の日々の難務時間、常勤・非常勤の別、看襲職員、介護職員等の配置、管理を明確にすること。	<b>野との兼狩り祭</b>	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·研修個 ·研修会資料

2	項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
② 使業者の実施の関係を発生しまた。			はいいえ	条例第202条 (第59条の13第	·運営規程 ·研修受講修了証明書 ·出版命令
(3) 従来者の質問の和上のために、研修の機会を確保していますが、					· ハンヘハン   OJEW
(国) 従業者の資際の向上のために、研修の概念を確認していますか。		※ 調里 洗濯等の利用者の処遇に直接標準を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも認めるものであること。		(第3の二の二の	
#**  #**  #**  #**  #**    19		③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はいいえ	条例第202条 (第59条の13第	
(第30元の二の (第30元の三の (		専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎がな研修を受講させるために必要な措	はいいいえ		
でおいまた。このでは、19年の1月 19年のできた。このは、19年の日本のは、1				(第3の二の二の	
(金) (主 (中華) 大き (中華)		を講じることを繋ぎ対することとしたものであり、これは、介護 1関わる全ての者の認知症が応力を向上させ、認知症こし、ての理解の下行、い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。	、本人主体の介護を		
機能がより関係を背景とした。言語であって業務上必要かって指言な範囲を超えたものにより依葉者の放験環境が含まれることを防止するための方針の財産化等の必要な措置を持していますか。  ※ 無理が無ちがる場がが実施的であって業務上必要が同じませた。 実施して、関係として、 また の		体的口は、看鰤瓜 准看鰤瓜 介護部止、介護支援界門。 実務部所修了者、介護職員初任者研修了者、生活郷坑御者所修了者 磁所修験2以は18介護員養城研修験2一続課程・二続課程修了者、社会部止、 医痢、 癖・医師、 薬剤師、 理学療法上、 作業療法上、 言 福止上、 管理栄養上、 栄養土、 あん摩マッサージ瓶 はり師、 きゅう師等とする。	は 「大きな」 「ちな」 「ちな」 「ちな」 「ちな」 「ちな」 「ちな」 「ちな」 「ち		
### (第3の正の立の)		優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに より従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措	はいいえ	(第59条の13第	
##注入機が大き情の原料が小客は、単葉上が構造、おけるけなご動、主対する間に関して開発しますが大き情報で入っての設計 (特別と有野生物品が売きらり、以下 (ドワーバラスメント語) ませい (特別と現 ) 現 (新田健康) 現 (新田健康) 現 (新田健康) 現 (新田健康) (特別と有野生物品が売きらり、以下 (ドワーバラスメント語) ませい (市場) は、 (市場) まままままままままままままままままままままままままままままままままままま		働者の雇用の安定及の職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職能 アルハラスメントやパフーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることだ ることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及の事業主が講じることが望まし、明細については、次のと	易こおけるセクシュ 対義務づけられてい	(第3の二の二の	
開業におけるハラスメートのFROXの開業に対するため、ロップスメートを行ってはおらない旨の方針を明剤化、従業者に関いること。		事業主が請すべき措置の具体がなが容は、事業主が職場における(単りな言動に起因する問題に関して雇用管理上請すべき措置等につい 年厚生労働省告示第615号) 及び事業主が職場における(最終がな関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上請すべき措施 (令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意された	等についての指針		
パワー/・ラスメント指針においては、顧客等からの第しい場所であために運転・		職場こおけるハラスメントの内容及び職場こおけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明剤とし、従業者ご問知・啓発すり 相談 (首前を含む。以下同じ。) におし、適切こずからするために必要な体制の整備 相談 (立前なする担当者をあらかじめ定めること等により、相談へが応かための第口をあらかじめ定め、労働者に同知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明剤(与の指置解別については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法する法律(今和元年去年第24 号) 附則第3条の規定しより記述者。られて労働施客の総合的な推進しばりて労働者の雇用の安定及の職業とる法律第30 条の2第1項の規定しより、中」企業 (資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業) は、今和4	はまった。 はまった。実等に関す		
# 業主教にている場合、事業主が行う各種所の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラス メント対策を推進することが望ましい。  登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービ いない・いる  ② 別書その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。  ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。  ※ ①の規定しかからず、通・サービス及び宿泊サービスの利用については、利用者の機能、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的こその 利用定員を超えることができるものとする。  ※ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事務等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了する までの間をいうものである。  〔特に必要と認められる場合の例〕  ・ 登録者の消費者が急病がため、急遽 事業所において通・サービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を 超える場合		パワーバラスメント指針においては、顧客等からの著し、迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主か雇用管理上のとか望まし、明確の例として、①相談になじ、適切で対応するために必要な材料の整備、②被害者への配慮のための取組(メンタルへし、応、行為省立対して1人で対応させな、等)及び3被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の乗施等、業種・業態等の状況に応じれている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が対められていることから、イ(事業主か録)的が容)の必要な措置を講じるにあたっては、「介護史場」さ対さいラスメントが旅でニュアル、「何管理場・職員向け)研修のための与した財組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考	ス不調への相談対 た取組)が規定さ 博べき措置の具体 引き」等を参考に		
<ul> <li></li></ul>		業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業			
※ ① が見ってかけっきず、通、サービス及び宿けービスの利用については、利用者の様態、希望等により特心必要と認められる場合は、一時的にその 利用定員を超えることができるものとする。  ※ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事前を終了する までの間をいうものである。 「特に必要と認められる場合の例) ・ 登録者の介護者が完存のため、急遽、事業所において通、サービスを提供したことにより、当家登録者が利用した時間期における利用者数が定員を超える場合	定員の遵守	スの提供を行っていませんか。	いないいる	(第101条第1項	・利用者名簿
※ 「特に必要と認められる場合」としては、以下のような事例等が考えられるが、「一時的」とは、こうした必要と認められる事情が終了する までの間をいうものである。 〔特に必要と認められる場合の例〕 ・ 登録者の介護者が完病のため、急遽 事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間期における利用者数が定員を 超える場合		※ ①の規定こかかわらず、通いサービス及び宿泊サービスの利用については、利用者の様態、希望等により特心必要と認められる場合	は一時的にその	(第101条第2項	
・ 登録者の介護者が隐病のため、急遽 事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間期における利用者数が定員を 超える場合		まての間をいうものである。	る事制終了する	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・ 事業州において看収りを希望する登録者に対し、宿日室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供制制における利用者数か定		・ 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間常における 超える場合			
14 / 01			がける利用者数が定		

項目	自主点	検のポイン	<b> </b>	点 検	根拠法令	確認書類例
	員を超える場合					
	<ul> <li>登録者全員を集めて催しを兼ねたサービス</li> </ul>		に真を超える場合			
34	・ 上記に準ずる状況により特に返と認めらる  ① 感染症や非常災害の発生時に		-ビスの提供を継続的に宝	はいいは	条例第202条	· 業務総結画
業務続	施するための、及び非常時の体			15.0 0 7.2	(第32条の2第1	・研修及び訓練の記録
計画の策定	続調」という。)を策定し、当				項準用)	
等   <b>★</b>	※ 事業者は、感染定や災害が発生した場合にあ	っても、利用者が継続してサービスの提供を	受けられるよう、業務機能値を策定する		解釈・・ 連用	
^	務機器・個に従い、従業者に対して、必要な研 の策定、研修及び割棟の実施こついては、事業	<b>所に実施が求められるものであるが、他のサ</b>	ービス事業者との連携等により行うことも	差し支えない。	(第3 <i>の二の二の</i> 3(7)①)	
	また、感染定や災害が発生した場合には、行物にきるようにすることが望ましい。	<b>従者が連携し取り組むことが求められるこ</b>	ことから、研修及び訓練の実施にあたっては	、全ての従業者が	3(1)(1)	
	※ 紫郷橋間には、以下の項目等を記載する。				解釈・・ 連用	
	の業務機能ガイドライン」及び「介護施設・事業 よって異なるものであることから、項目について				(第3 <i>の二の二の</i> 3(7)②)	
	のではない。				3(1)(6)	
	イ 感染症 3系		2			
	b 初重対応					
	c 感染拡大防止体制の確立 (保)断たの連  以害に係る業務機能値	張 濃射囲揺への対応、関係者との情報	有等)			
	a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、管 b 緊急時の対応(業務機能・回発展集)、対		の対策、必要品の構造等)			
	c 他施設及び地域との連携					
	② 従業者に対し、業務継続計画	こついて周知するとともに、	必要な研修及び訓練を定	はいいえ	条例第202条 (第32条の2第2	
	期的に実施していますか。				項準用)	
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務機 の所行を行うものとする。	売価の具体的内容を職員間に共有するとと	さし、平常時の対応の必要性や、緊急時の	対応こかかる理解	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	職員教育を組織的に浸透させていくために、 また、研修の実施内容についても記録すること。				3(7)③)	
	的に実施することも差し支えない。					
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染 確認 感染症や災害が発生した場合に実践する				解釈・ 解釈・ 解釈・ 解釈・ 解釈・ 第3の二の二の	
	ついては、感染症の予防及びまん延の防止のたる 常災害が第こ係る訓練と一体的に実施すること。		ない。また、災害の業務機能値に係る訓	練こついては、非	3(7)④)	
	訓練の実施は、机上を含めその実施手法は	<b>駅かないものの、机上及び実地で実施するも</b>			47 (T) (Fr 000 47	
	③ 定期的に業務継続に画の見直	」を行い、必要に応じて業績		はいいえ	条例第202条 (第32条の2第3	
	いますか。				項準用)	
35   非常災害	① 非常災害に関する具体的計画			はいいえ	条例第202条 (第102条第1項	・防災計画・訓練記録
対策	を整備し、それらを定期的に従勤 必要な訓練を行っていますか。	という	判別に避難、救出をの他		準用)	・防災 (非常災害時)
*	※ 非常災害に際して必要な具体的に値の策定、「	『孫機関への通報及び連携体制の整備、避難	、救出訓練の実施等の対策の万全を期さな	ければならないこ	解釈・作用	協定等 ・防火管理者選任届出
	ととしたものである。関系機関への通報及び連携 底するとともに、日頃から消力が地域主民との。				(第3の四の	書
	S.				4(16))	·消活愐(作成届出 書)
	なお、「非常災害」、関する具体的に値」とは、消					・消防・調に準ずる計
	するための計画をいう。この場合、消瘡1種の策 定特定施設にあってはその者に行わせるものとする					画 ·訓練記録
	者を定め、その者に消垢値に準ずる計値の樹立。 ※ 選挙所の確保、選挙方法等マニュアルなど					
	※ 浸水等風水害時の対応こついての体制を整備	けること。(決大ハザードマップが配布されて				
	※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等 こと。	対象ではいる。	場合は、理路・避難を制これ(中町村と	十分公司登を行つ		
	遊響制練	前年度	今年度			
		実施年月日	実施年月日			
	地震					
	火災					
	風水害(洪水、土砂災害) ② 利用者の避難時の態様、職員の	カラダムナンドな今か 訓練の		はいいいえ		
	後の利用者の過去的ものでは、報告に   練等に活用していますか。	グス自治なこで出め、 訓練の		1901.01017		
	※ 訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利	諸の行動・様子などを含め訓練の都度実施	記録を作成し、次回以降の訓練の参考とす	ること。		
		<del></del>	±1#1-774-71,++4,	141 1 1 1 1 2	条例第202条	
	③ 訓練の実施に当たって、地域	土氏の参加の待られるよう。	野別⊂分の(いますか。 	はいいえ	(第102条第3項	
	※ 選難、救出その他の訓練の実施に当たって、	マキスナジナサナポインティング かっかく トラダ	なスーとと! たものでな!! そのため!!+	WHATTER VIEW	準用)	
	者等により構成される運営推進会議を活用し、日本	動いら地域主民との密接な連携体制を確保す	るなど、訓練の実施に協力を得られる体制			
	とが必要である。訓練の実施ご当たっては、消防 ② 利用者の特性に応じ、食糧その			はいいにえ		
	がいますか。	というとう ロングロルリにのりかって次		10.0 . 0.0 %		
	〔備蓄物資〕					
	1 非常用食料(老人食等の特	別食を含む)(3日分)				
		15	/ 21			

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点検	根拠法令	確認書類例
次口	2 飲料(3日分)	ハホ 1大	ין אינאן	ᄣᄪᆒᅒᄝᅒᇄᄁᆁ
	3 常備薬(3日分)			
	4 介護用品(おむつ、尿とりパッド等)(3日分)			
	5 照開器具			
	6 熱源			
	7 移送用具(担架・ストレッチャー等)			
	8 仮設トイレ等			
	9 発電機			
36	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な	はいいに	条例第202条	・委員会に関する記録・
衛生管理等	管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。		(第59条の16第 1項準用)	・感染症の予防、まん 延防止のための指針
*	<ul><li>※ 次の点に留意してください。</li></ul>		解釈・強用	・研修・訓練の記録
	イ 食中毒及が感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保護所の助信、指導を求めるとともに、常に密接な連携 ロ 特に、インフルエン・状が策、腸管出血性大腸腫感染症が策、レジオネラ症が疾等については、その発生及びまん延を防止するためな		(第3の <u>二</u> の二の 3(9)①)	・受水槽の清掃記録・水質検査等の記録
	別途・政等が発出されているので、これに基づき、適力な措置を講じること。		3(9)(1)	・衛生マニュアル
	ハ 空間以解等により施設内が適温が確保で努めること。 ※ 手術所等の従業者共用のタオルは、感染原として感染が大の恐れがありますので、使用しないでください。			・研修等参加記録
	※ 常特使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回(ただし、深灰業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回)、定期に随義、猶を実施しなけ	ればなりません。	労働安全衛生	・指導等に関する記録
			法第66条	
	② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を	はいいえ	条例第202条 (第59条の16第	
	講じていますか。		2項準用)	
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置こついては、具体的には次のイから小までの取扱いとすること。各事項に つき事業所に実施が始められるものであるが、他のサービス事業者との事業等により行うことも差し支えない。	ついて、同項基	解釈・ 解釈・ 解釈・ 解釈・ を は に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
	ンとませいに大力のいくのいのとのこのに、これのことには、これのことのことには、これのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいのことにはいいいいいいのことにはいいいいいのことにはいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		(第3の二の二の 3(9)②)	
	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会	はいいえ	条例第202条	
	(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回		(第59条の16第	
	以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。		2項第1号準用)	
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会		解釈・ 連用	
	当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、		(第3の二の二の 3(9)②イ)	
	幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者につ		3(9)(2)1)	
	いては外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び			
	役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感			
	染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、			
	定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催			
	する必要がある。			
	感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。			
	この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報			
	の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に			
	関するガイドライン」 等を遵守すること。 なお、 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、 これと一体的に設置・			
	である。窓条対策を負去は、100元譲渡を改直している場合、これと一体的に改直で 運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、			
	使因することとして左び文元はい。 さん、事業がに実施がながられるものであるが、 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			
	(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	はいいいえ	条例第202条	
	(た) 事業 川にのける心が対応のようが大くの人の後のが近にのんでののは時代を正明をあって。	10.0	(第59条の16第	
			2項第2号準用) 解釈・新達用	
	□ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ※はままでによります。 原染症の予防なびまん なのたよのためのだけ には、東常		第3の二の二の	
	当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常		3(9)②□)	
	時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理 (環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の			
	対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村におけ			
	対応としては、先生のかった経、窓条加入のが加、医療機関で休憩が、中間がにのける る事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生			
	時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してお			
	くことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場			
	における感染対策の手引き」を参照されたい。			
	(3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び	はいいえ	条例第202条	
	訓練を定期的に実施すること。		(第59条の16第	
			2項第3号準用) 解釈・・ 解釈・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染		(第3の二の二の	
	が表の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指		3(9)②/\)	
	対象の基準が必合すの過ずな私職を言及・含光することでは、当該事業がにのける領針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。			
	職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1)			
	回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望まし			
	下、上、「ここは、こうしいこう」できまっているというできているというという。 出口に 一下の		I	<u> </u>

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
	い。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割份担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。			
37 協力医療 機関等	① 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	はいいえ	条例第202条 (第103条第1項 準用) 条例第202条	·契約書 ·連携支援体制統定書 等
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。  [※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。	JALI** UK	(第103条第2項 準用) 解釈・ 解釈・ 解釈・ 解釈・ 第3の四の 3(18)①)	
	③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設 との間の連携及び支援の体制を整えていますか。  ※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力 あらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。	はい・いいえ かを得るため、	条例第202条 (第103条第3項 準用)	
	① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申		条例第202条 (第34条第1項準	
Jeh]/	込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。  ※ 運営期紀の概要、従業者の遺務体制、事故発生時の対応、苦散呼吸の体制、提供するサービスの第三若平面の実施状況、集施の有無年月日、実施した評価機関の名称、評価情報の開示状況、等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことでし、従業者の厳務体制については、職種にと、常勤・非常数にと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求め	かれ場所に掲示	用) 解釈配準用 (第3の—4(25) ①)	
	と。  ※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由ご閲覧可能な形で事業が内ご備え付けるることができる。	ことで掲示された	条例第202条 (第34条第2項集 用) 解釈・政準用 (第3 <i>0</i> )—4(25) ②)	
	② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		条例第202条 (第34条第3項準 用)	
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該施設の運営規程の概要、従業者の動務体制、事故発生時の対応 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等の スの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示してください。 また、指定小規模を機能型居宅介護事業者は、原則として、重要事項を事業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。ウェブサ ームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。なお、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、 してください。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことで イ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるもので ウ 次のA又はおに該当する事業者については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲 しいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、事業所への掲示又は設置は行う必要があること。 A 年間の地域密着型サービス費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの B 災害その他認証可限知事に対し報告を行うことができないことについて正当な事由があるもの	利用申込者のサービ イトとは、法人のホ 次に掲げる点に留意 あること。 はないこと。	解釈・政・準用 (第 3 の一の 4(25) ①)	
39 秘密保持等 ★	① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。	はいいる	条例第202条 (第35条第1項準 用)	・就業時の取り決め等 の記録(就業規則) ・誓約書
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例第202条 (第35条第2項準 用)	・利用者及び家族の同意書
	※ 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定め 措置を講ずべきこととするものである。	かを置くなどの	解釈 <b>・</b> (第3の―-4(26) ②)	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はいいは	条例第202条 (第35条第3項準 用)	
	※ 同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		解釈・ (第3の―4(26) ②)	

大	頁目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
指定国宅介護支援事業者又は従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用   いないしる	i	広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	しないいる		・パンフレット等
★ ②要な措置を講り、	透事業 対する は 対する は <del>似与</del> の は		いないいる		
田中込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲		応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講	はいいいえ		
※ 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならない。  ③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関して国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を はい・いいえ 条が第202条 (第38条第4項) 条が第202条 (第38条第44項)		用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに		(第3の―4(28)	
ることを養務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければならない。  ③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出・提示の求め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたもののうか。  ④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。  はいいいえ 条例第202条(第38条第4項)を発達202条(第38条第4項)を表の行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容をはいいますが。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容をはいいに表も多においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容をはいいに表も多にはいいに表も多にはいいに表も多にはいいに表もの内容をはいいに表も多にはいいに表も多にはいいに表もの内容をはいいに表も多にはいいに表もの内容をはいいに表も多にはいいに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはいいに表もの内容をはいいに表もの内容をはいいに表もの内容をはないに表もの内容をはないいに表もの内容をはないいいに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないいに表もの内容をはないに表もの内容をはないいに表もの内容をはないに表もの内容をはないいいに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないの内容をはないに表もの内容をはないいいに表もの内容をはないに表もの内容をはないに表もの内容をはないの内容をはないに表もの内容をはないいに表もの内容をはないの内容をはないの内容をはないと表もの内容をはないに表もの内容をはないのの内容をはないの内容をはないの内容をはないの内容をはないのの内容をはないの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの内容をはないのの	C	② 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。	はいいえ		
め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。    ※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたもののからの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。   はいいいえ		ることを義務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立て を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要である。なお、苦情の内容等の記録は、5年間保存	ち、苦情の内容	(第3の―4(28)	
※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたもの③)。  ④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。  ⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を はいいは、祭際202条(第38条第5項準用)。  ※ 介第202条(第38条第5項準用)。  ※ 分第202条(第38条第6項準	(	め又は市の職員からの質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市 が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、	はいいえ		
(第38条第4項) (第38条第4項) (第38条第4項) (第38条第4項) (第38条第4項) (第38条第5項準		※ 介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置づけられている国民健康保険団体連合会のみならず、近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明知の場合を表している。	町村についても	(第3の―4(28)	
合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。  ⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を はいいしえ   ※別第202条 (第38条第6項集	(	④ 市からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。	はいいに		
⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を はいいは 祭9第202条 (第38条第6項準		合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助 言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要な改善を行っています	はいいえ	(第38条第5項準	
知言していますか。			はいいいえ		
### おおから指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要 な改善を行っていますか。 ####################################	≨   ₹	ビスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとと もに、市から指導・助言を受けた場合においては、指導・助言に従って必要	はいいえ		
※ 事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導・助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである。 市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するものとする。さらに、事業者は、当該情報について自ら一般に公表するよう努めるものとする。		村の行う調査に協力し、市町村の指導・助言に従って必要な改善を行わなければならないこととしたものである 市町村の求めに応じ、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利F	る。 用者が負担する	(第3の四の	
地域との	との	1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。  ※「運営推進会議」とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業	業所が所在する	(第59条の17第	・地域交流 2関する記録 ・運営作進会議の記録
(テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話設置等の活用について当然/用者等の同意を得なければならない。)のこと。  ※ 運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることに より、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること		(テレン電路運等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電路運等の活用に、の同意を得なければならない。)のこと。  ※ 運営推進会議は、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかしまり、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確能	ひいて当家/ <b>用者等</b> こすることに 呆を図ること	(第3の二の二の	
を目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。  ※ 選営街能会議よ テレビ電話被置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この①において「利用者等」という。) が参加する場合にあっては、テレビ電話被置等の活用について当条用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話被置等の活用について当条用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話被置等の活用については個人情報の適切な現象、のためのガイダンス」、厚生労働省「医療・許多工人の安全管理・、関するガイドライン」等を遵守すること。		生委員、老人クラブの代表等が考えられる。  ※ 運営推進会議よ テレビ電話接置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この①において「科が参加する場合にあっては、テレビ電話接置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話接置等の活個人情報深護委員会・厚生労働省「医療・介護関系事業者における個人情報深護委員会・厚生労働省「医療・介護関系事業者における個人情報な選択、のためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報	川番 という。)	4(9) <b>(</b> U)	
なお、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合においては、1 つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。			こおいては、1		
また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合において は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者等については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。		は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。	場合において		
一 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。  18 / 21		ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られるの実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。	る範囲で、地域		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類例
	※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の の半数を超えないこととするとともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。	の開催回数		
	※ 指定看護リ規則多機能型居宅が護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービで評価・点検(自己評価)を行うとともに、 当該自己評価は関こついて、運営街生会議において第三者の観点からサービスの評価 (外部評価) ととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。		解釈・ (第3の八の 4(9))	
	イ 自己評価は、①事業所のすべての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当 の従業者が相互ご確認しなから、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組第について話し合いを行うことにより、看養り規模を構造と 業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなけていくことを目指すものである。			
	□ 外常評価は、運営推進会議において、当須事業所が行った自己評価結果に基づき、当須事業所で掲出されているサービスの大容や課題等。 有を図るとともに、利用者、市理水環境、地域主民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにする 要である。			
	ハ このようなことから、運営能能会議これいて当類網を行う場合には、市中所議員又は地域に括対景センター職員、指定看護り規模多機 護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。			
	二 自己評価結果及び外信評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの構設と表制度」に基づく介護サービックステムを活用し公表することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町林域は話さ援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。			
	ホ 指定看護り規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及の外倍評価の在り方については、平成6年度老人保護連携管能等事業「複合における自己評価・外倍評価のあり方に関する調査研究事業」(三菱Fリリサーチ&コンサルティング株式会社)を参考に行うものとし、サー及の資の向上に資する適力な手法により行うこと。			
	② 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成 するとともに、記録を公表していますか。	はいいえ	条例第202条 (第59条の17第 2項準用)	
	※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければならない。		解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第59条の17第 3項準用)	
	※ 地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行うもの交流に努めなければならないこととしたものである。	等の地域と	解釈・ 解釈・ (第3の二の二の 4(9)(3))	
	に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施す	はいいにえ 事例なし	条例第202条 (第59条の17第 4項準用)	
	る事業に協力するよう努めていますか。  ※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものなお、市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他のすや住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。		   解釈・   解釈・   (第3の二の二の   4(9)④)	
	を提供する場合には、同一の建物に居住する利用者以外の者に対してもサー	はいいえ 事例なし	条例第202条 (第59条の17第 5項集用)	
	ビスの提供を行うよう努めていますか。  ※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定看護機能型居宅介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行すう、指定基準 (提供拒否の禁止) に定める正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者ビス提供を行わなければならないことを定めたものである。	われないよ	解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
45 居住機能を 担う併設施	① 可能な限り、利用者が居宅において生活を継続できるよう支援すること を前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれら の施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	はいいえ	条例202条 (第106条準用)	
設等への入居	※ 指定看護小規模多機能型居宅介護は、重度になったら居住機能を担う施設へ移行することを前提とするサービスで可能な限り利用者が在宅生活を継続できるよう支援するものであることから、利用者が併設施設等へ入所等を希望した円滑にそれらの施設への入所等が行えるよう努めなければならないとしたものである。		解釈・ 解釈・ (第3の四の 4(20))	
46 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽	事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進をはかるため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。 ※令和9年3月31日まで努力義務	はいいえ	条例202条 (第106条の2準 用)	
減に資する 方策を検討 するための	※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。	記蔵こ資する方策を		
委員会の設置	※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種こより構成することが望ましく、各事業所必要な構成メントーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関するが結の専門家を活用することも差し支えないものです。また、本委員会は定期的に開催することが必要ですが、開催する頻复ごついては、本委員会の開催が明察化することがないよう留意した上状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいものです。あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省を健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等めることが望ましいです。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働めることが望ましいです。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働	で、各事業所の を参考に取組を進 が「医療・介護関		
	係事業者における個人情報の適切な取扱しのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守  ※ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他「事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的 こととして差し支えありません。本委員会は事業所領に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支 た、本委員会の各称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担経済に資する方策を妨するための委員会 ころであるが、他方、従来から生産性向上の取組を進めている事業所においては、法令と異なる名称の生産性向上の取組を進めるための委員会を いる場合もあるところ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担経済に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令 名称を用いても差し支えありません。	に設置・運営する えありません。ま とりまされたと 設置し、開催して		

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類例
47 事故発生時 の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例第202条 (第40条第1項準 用)	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・損害賠償関係書類 ・事故再発が止機が記
*	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はいいえ	条例第202条 (第40条第2項準 用)	録
	※ 事故の状況及の事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。		解釈・ (第3のー -4(30))	
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はいいえ	条例第202条 (第40条第3項準 用)	
	※ ①、③のおか、以下の点「留意するものとする。 ア 事故が発生した場合の対抗がおまこいでは、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。 イ 賠償すべき事態においてまやかし、賠償を行うため、指書賠償場解し加入しておくか、又規賠償貸力を有することが望ましいこと。 ウ 事故が生じた際コはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。		解釈 <b>部</b> 準用 (第3の一 -4(30))	
48 虐待の防止 ★	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。	はいいえ	条例第202条 (第40条の2第1 項準用)	<ul><li>・委員会に関する記録</li><li>・虐待が止のための指針</li></ul>
*	※ 層等は、法の目的の一つである高齢者の尊敬の保守や、高齢者の人格の尊重に深い場響を及ぼす可能生か極めて高く、事業者は虐必要は措置を調じなければならない。層寺を未然は別止けるための対策及の発生した場合の対応等については、「高齢者虧待の別し、高齢る支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虧待が止去」という。) は現定されているところであり、その実効性を高齢の保守・人格の尊重が達成されるよう、次は剥する観点から虐待の別山は関する措置を講じるものとする。	諸の養護者に対す	解釈 <b>・</b> (第3の二の 4(31))	・研修の記録
	○書待の末常加上 事業者は高齢者の鶏酸保持・人格響重ご対する配慮を常ご心がけなからサービス提供こあたる必要があり、一般原則ご位置付けられ 修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様こ、従業者が富齢者が加上法第に規定する養介護興業の従業者と な対応等を正しく理解していることも重要である。			
	○     善等の早期発見 事業所の従業者は、「虐待等又はセルフ・ネクレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見な措置(虐待等に対する相談体制、市地内の連報窓口の高知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待用者から市地村への虐待の届出について、適切な対応をすること。			
	○ 善等への迅速かつ遊びなが 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に軽なれる必要があり、事業者は当家種報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町 に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために欠こ掲げる事項を実			
	なお、 筆類解析けの適用に当たっては、 令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、 令和6年3月31日 義務とされている。	までの間よ、努力		
	① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	はいいいえ	条例第202条 (第40条の2第1 項第1号準用)	
	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。) は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に 防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構 成メンバーの責務及び没割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要で ある。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まし		解釈・政学用 (第3 <i>の二の</i> 4(31)①)	
	い。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものである			
	が、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの とする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安 全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			
	※ 唐等助止燒・逐員会は、具体的には、次のような事項について機・することとする。その際、そこで得た結果(事業所における「 待等の再発助止策等)は、従業者に財政敵底を図る必要がある。 イ 唐等助止焼・接負会その他事業所内の組織に関すること ロ 唐寺の防止のための指針の整備に関すること ハ 唐寺の防止のための指針の整備に関すること ハ 唐寺の防止のための雑員の押修の枠窓に関すること ニ 唐寺等について、従業者が報節・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が皆寺等を刊握した場合に、市町村への連載が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること へ 唐寺等的発生した場合、不の発生原式等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	記対する体制、虐		
	ト 前号の発の加強を調いています。とのは、	はいいえ	条例第202条 (第40条の2第1 項第2号準用)	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	〔虐待の防止のための指針〕		解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこ		4(31)②)	
	ととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方			
	日 信待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項			
	八 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針			
	二 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針			
	ホー虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項			
	へ成年後見制度の利用支援に関する事項			
	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項			
	リーその他を待の防止の推進のために必要な事項			
	③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	はいいえ	条例第202条	
			(第40条の2第1 項第3号準用)	
	[虐待の防止のための従業者に対する研修]		解釈・強用	
	従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基		(第3の二の 4(31)③)	
	礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針		4(31)(3))	
	に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。			
	職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログーラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必			
	プムを行成し、定期がる研修(午1回以上)を実施することもに、新規採出時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。			
	9 虐待のが近のための折じて支売9 ることが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業			
	所内での研修で差し支えない。			
	④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		条例第202条	
			(第40条の2第1 項第4号準用)	
	[虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者]		解釈・政理用	
	事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適		(第3 <i>の二</i> の 4(31)④)	
	切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐		,,,,,,	
	待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)			
	の兼務こついては、担当者としての職務こ支障がなければ差し支えありません。ただ			
	し、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適			
	切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えら			
	れる者を選任してください。			
	* 身体が拘束等適正化担当者、褥そう予防が策担当者(看護師が望ましい。)、感染が策担当者(看護師が望ましい。)、 事故の発生又はその再発を防止するための措置を適別に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止す			
	るための措置を適切に実施するための担当者		47 (T)  T   000 47	A=10017-33/17
49 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護」・規模多機能型居宅介護の事業の会	はいいえ	条例第202条 (第41条準用)	· 会 関係書類
五日マルニノリ	計とその他の事業の会計を区分していますか。 「※ 具納な会物理の法等については、別ご艶するところによるものであること。		解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	・ 介護研究が給水線事業における会が区分について(平成13年3月28日 老厨籍18号) ・ 介護研究・高齢者保護副事業に係る社会副法人会は基準の取扱いこついて(平成24年3月29日老高発0329第1号)		(第3の一の	
	・ 指定/護老人福山艦第二条3会物理等の取扱いこついて(平成12年3月10日 老情8号)		4(32))	
50 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はいいえ	条列第201条第1 項	
	② 利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録	はいいに	条例第201条第2	
	を整備し、その完結の日から 2 年間((3)及び(8)及び(9)に掲げる記録にあっては、5		項	
	年間)保存していますか。			
	(1) 居宅サービス計画 (2) <i>手</i> 護小田塔名機能用民党会議長両			
	(2) 看護」・規模多機能型居宅介護計画 (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを			
	得ない理由の記録			
	(4) 主治の医師による指示の文書			
	(5) 看護」規模多機能型居宅介護報告書			
	(6) 提供した具体的なサービスの内容等の記録			
	(7) 項目「利用者に関する市への通知」に規定する市への通知に係る記録			
	(8) 苦情の内容等の記録 (9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
	(10) 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録			
	※ 「その完結の日」とは、(1)から(9)までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入げ	所、利用者の死亡、 場合なるできませんま	解釈・・ 連用	
	利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日、(10)の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助	<del>信号</del> り記録を公表		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令	確認書類例
	した日を指すものとする。		(第3の二の二の 3(13))	
51 電磁的 記録等	① 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図所等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(「要介護認定の申請に係る援助」第13条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、「サービスの提供の記録」第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行っていまませい	はい・いいえ 該当なし	条例第203条第1項	
	すか。 〔電磁炉記録こついて〕		解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(電政学)には対していて) ※ 指定地域落型サービス事業者及が設定地域落置型サービスの提供に当たる替(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る賃 ため、事業者等は、この省合で規定する書面(被保険者面に関するものを除く。)の作成、保存等を欠に掲げる電遊室録により行うことだ たものである。 (1) 電遊馆録はよる作成は、事業者等の使用に係る電子信算機に備えられたファイルに記録する方法または越気ディスク等をもって課 ること。 (2) 電遊馆録はよる保存は、以下のいずれかの方法によること。 (1) 作成された電遊館を事業者等の使用に係る電子信算機に備えられたファイルに記録する方法をして事態するファイルに 方法 (2) 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電遊覧録を事業者等の使用に係る電子信算機に備えられたファイル 方法 (3) その他 電遊館録はより行う場合は、個人情報課度要素と、厚土労働省、国際保険業者における個人情報が選択、のため 厚生労働省、国際情報システムの安全管理に関する方が、アライン)等を遵守すること。 (4) また、電遊館録より行う場合は、個人情報課度要素と、厚土労働省、国際保険業者における個人情報が選択、現外のでは 厚生労働省、国際情報システムの安全管理に関する方が、アライン)等を遵守すること。 (2) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) により行っていますか。	ができることとし 製する方法こよ こより保存する イル又は鑑売ディ	第5-1 第5-1 条例第203条第2 項	
	【電がり方法について】  ※ 利用者及びその家族等(以下 利用者等)という。)の利便性向上並のご事業者等の業務を担軽高等の観点から、事業者等は、書面で作れている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これご類するものをいう。) について、事前に利用者等の承諾を得いる電影が方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及の同意」の規定ご準じた方法によること。 (1) 電遊り方法による交付は、項目「内容及び手続きの説明及の同意」の規定ご準じた方法によること。 (2) 電遊り方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての年6月19 日内閣府・波路省・経済産業省」」を参考にすること。 (3) 電遊り方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契が関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に付えて、電することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(今和2年6月19 日内閣府・波路省・経済産業省)」を参考にすること。 (4) その他、電遊り方法によることができるとされているものは、(1)から3までに準じた方法によること。ただし、基準若しくは予防基準の規定はより電遊り方法の定めかあるものについては、当覧を別に従うこと。 (5) また、電遊り方法の定めかあるものについては、当覧を別に従うこと。 (6) また、電遊り方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「国療・介護関係事業者における個人情報の適から知及いのための「厚生労働省「国療情報システムの安全管理・関するガイドライン」等を遵守すること。	で上で、次ご掲げ のQ&A(令和2 配子署名を活用 集又はこの通知	解稅 <b>ө</b> 知 第5-2	
	発管理体制の整備 ① 業務管理体制を適切に整備し、関係団攻機関に届け出ていますか。届け出ている内容を以下	届出あり・届出なし	法第 115 条の	
52 法令遵守等 の業務管理 体制の整備	(ご記載してください。 届出先 [ 松本市・ 長野県・ 厚労省・ その他( )] 届出年月日 [平成・令和 年 月 日] 法令夢う責任者 氏名[ ]	不明	32 第1項 第2項	
	※ 全ての事業所が松本市内にある場合、届土先は松本市になります。 それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体 て】で届出区分をご確認ください。			
	※ 届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合に届出を行ってください。 ※ 法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合に出を行ってください。  [事業者が整備等する業務管理体制の内容]			
	<ul> <li>事業者が登開寺9 る素が信理体制の内容」</li> <li>◎事業所等の数が20未満</li> <li>・整備届出事項:法令<del>遵守責任者</del></li> <li>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</li> </ul>		施予規則 第140条の39	

項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書類例
	<ul><li>◎事業所等の数が20以上100未満</li><li>・整備届出事項: 法令遵守責任者、法令遵守規程</li><li>・届出書の記載すべき事項: 名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</li></ul>			
	<ul> <li>◎事業所等の数が100以上</li> <li>・整備届出事項:法令遵守責任者、法令遵守規程、業務解行監査の定期的実施</li> <li>・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務解行監査の方法の概要</li> </ul>			
	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ 該当なし		
	③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いいえ 談当なし		
	※ 具体がな取り組みを行っている場合は、次のア〜力を○で囲み、力については内容を記入してください。 ア 介護機能の請求等のチェックを実施 イ 法令意好済の疑いのある内部の軽、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ウ 利用者からの相談・苦情等に法令意見対るに関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報は有を図 エ 業務管理材制についての研修を実施している。 オ 法令遵守規程を整備している。 カ その他( )	<b>わている</b> 。		
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組こついて、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ 診路U		
	☆ 以降は、項目52①で、届出先が松本市である事業所のみご回答くだる	<u>さい。</u>		
	⑤ 貴事業所(併設の施設等を含む)には、上記法令遵守責任者が出勤し、 常駐していますか。	はい・いいえ		
	→ ⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己 わせて実地指導までに、ご提出ください。	点検表」を記力	、作成し、本質	目己点検表等と合
	※ 業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢 て→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載さ			<b>着理体制</b> につい
	※ 今年度、併設事業所等の実地指導の際こ、既にご提出いただいている場	合は、提出不	要です。	
	→ ⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業 該当事業所名 【 該当事業所住所 【 当該事業所連絡先【	所等の情報を	記載してくだ	さい。